

(答申第50号)

答申

個人情報の目的外利用・提供禁止原則の適用除外事項（個別事項）

次の事項は、個人情報の目的外利用・提供禁止原則の適用除外事項（岐阜県個人情報保護条例第7条第1項第3号該当）として適当と認める。

事務の名称

市町村との連携による新型コロナウイルス感染症自宅療養者等である患者に対する生活支援事務

個人の種類

自宅療養者等及びその保護者

個人情報の提供先

自宅療養者等の居住する市町村担当部署

提供する個人情報の内容

自宅療養者等及びその保護者の住所、居所、氏名、年代、性別、連絡先

目的外に提供する理由

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）（以下「感染症法」という。）第44条の3第6項の規定（以下「連携規定」という。）により、都道府県が自宅療養者等に対する食料品、生活必需品等の提供などの生活支援を行うにあたっては、市町村と連携するよう努めなければならないとされている。
- ・連携規定の着実な推進を図るうえで、県が感染症法第15条第1項に基づき収集した患者の個人情報を、市町村の担当部署へ事務に必要な限度で提供し、利用してもらう必要がある。連携規定の解釈については、令和3年9月6日付けの国通知により、技術的助言として次のことが示された。
 - ① 自宅療養者等に対する生活支援は、県と市町村が連携して行うようにすること。
 - ② ①のため、県が市町村に当該自宅療養者等の個人情報を提供することは、「人の生命、身体の保護のため緊急の必要があるとき」における個人情報の提供と考えられること。
- ・岐阜県個人情報保護条例第7条第1項ただし書において、「個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ない」場合（同項第3号）には、個人情報の外部への提供を認めている。
- ・「やむを得ない」かどうかは、守るべき個人の生命、身体等の安全という個人の権利利益と、その提供により侵害される個人の権利利益とを比較衡量して判断するものであるが、自宅療養者等の

生活支援のための個人情報の提供について、前者が後者を上回ることは明らかである。

- ・したがって、感染症法の連携規定に基づく事業のため、県が市町村に対して自宅療養者等の個人情報を提供することは、「個人の生命、身体保護のため緊急かつやむを得ない」場合に当たり、条例第7条第1項第3号に該当するものであるから、市町村への当該提供は可能である。